

平成24年2月23日

環境大臣 細野豪志殿



当社の周知広報に係る取組について(ご報告)

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」(以下「特措法」といいます)に基づく救済について、申請受付の期限が定められました。

同時に、2月6日に大臣より直接、当社としても周知広報に努めるよう協力要請を賜りました。

当社は、これまでも特措法に基づく救済措置に関する周知に努めてまいりましたが、別紙記載の広報活動と、さらに、地元の実情に沿った効果的な取組に努めてまいります。

## 別 紙

### 具体的な取組

#### 1. 総合的な対応

##### チッソホームページへの掲載 2月20日実施済み

チッソ(株)ホームページ (<http://www.chisso.co.jp/>) のTOP画面に、「特措法による救済申請期限のお知らせ」ボタンを新設し、救済期限の記述と熊本県・鹿児島県・環境省のサイトをリンクしたページが表示されるようにいたしました。また、既存の申請受付案内のページを残し、新たに救済期限の記述を追加いたしました。

#### 2. 水俣地区への取組

これまで行ってこなかった取組を含む、以下のような取組により、地域の皆様や関係企業の方々に漏れなくお知らせできるよう対応してまいります。

##### 担当役員からの周知（マスコミへの公開） 2月17日実施済み

水俣製造所でマスコミ同席の下、常務執行役員が、製造所管理職、関係会社代表者、協力会社代表者に救済期限について話をし、心当たりがあれば申請していただくよう依頼しました。

水俣市長もご臨席され、行政からも弊社関係者に呼びかけを行っていただきました。

なお、この模様は新聞にも記事として掲載されております。

##### 管理職、関係会社代表者からの周知 2月末を目途

職場懇談会で、社員に周知いたします。

##### その他の周知 2月から3月中旬にかけて実施予定

当社OB会、水俣商工会議所、水俣市自治会長会、社団法人 水俣市シルバー人材センター、水俣市地域婦人会連絡協議会の会合の場において、協力のお願いをいたします。

### **3. グループ内への取組**

これまで行ってこなかった取組を含む以下のような取組により、水俣地区のみならず、全国のグループ企業の社員に漏れなく周知するよう対応してまいります。

#### 担当役員による各事業所訪問 2月17日～22日実施済み

常務執行役員が、2月17日に戸畠工場（福岡県）、21日に市原製造所（千葉県）、守山工場（滋賀県）、22日に四日市工場（三重県）の幹部社員と地元協力会社へ救済期限についての説明をし、その説明を受け、管理職は、職場懇談会で社員に周知いたします。

#### 社内ＬＡＮ掲示板への掲載 2月17日実施済み

イントラネットの社内掲示板に、全社員向けに、救済期限周知の文書を掲示いたしました。

#### 社内広報誌（2012年春号）への掲載 4月1日発行予定

事業子会社であるJNC㈱の社内報に、救済期限周知の文書を掲載いたします（なお、本社内報は、全国のグループ企業の従業員に配布するとともに、地域の自治体などにも配布予定です。）。

#### 労働組合への周知協力要請 2月下旬から3月

JNC労働組合の全支部長が集まる労使委員会で、救済期限周知の要請を行い、組合機関紙に掲載される予定にしております。

以 上